

パワー・ハラスメントの防止等に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、福島県弁護士会（以下「本会」という。）の活動又は会員の職務に関連して本会の弁護士会員、準会員及び外国法事務弁護士特別会員（以下「会員」という。）によってパワー・ハラスメントが行われることを防止し、もって良好な業務、職場環境並びに本会及び会員の品位と信用を維持し、確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において、「パワー・ハラスメント」とは、職務上の地位又は人間関係等の職場内での優位性を背景に、業務上適正な範囲を超えて精神的又は身体的苦痛を与える言動であつて、それに対する対応によつて業務上一定の不利益を与えるもの又は就業環境を悪化させるものをいう。

(パワー・ハラスメントの禁止)

第三条 会員は、本会の業務若しくは活動又は会員の職務に関連して、パワー・ハラスメントを行つてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第四条 この規則で定める苦情の相談をすることができる者は、パワー・ハラスメントを拒否し、又はこれに対して抗議したこと、パワー・ハラスメントに関する苦情の相談を行ったこと等パワー・ハラスメントに対する正当な対応をしたことにより、賃金、任用の取扱いその他についていかなる不利益も受けない。苦情の調査に協力した者についても同様とする。

(指針の作成)

第五条 会長は、パワー・ハラスメントの発生を防止するため、この規則の運用に関する指針を作成し、これを会員に周知しなければならない。

(指導及び研修)

第六条 本会は、会員を指導し、会員によるパワー・ハラスメントを未然に防止するよう努めなければならない。

2 本会は、会員に対する研修を実施する際に、パワー・ハラスメントの防止に関する事項を適宜含めるものとする。
(苦情相談)

第七条 会員、司法修習生又は本会、本会各支部若しくは会員の事務所勤務する者（これらの者になろうとする者を含む。）であつて、会員からパワー・ハラスメントを受けたものは、次条に規定する相談員に苦情の相談（以下「苦情相談」という。）をすることができる。

(相談員及び相談員会議)

第八条 会長は、会員の中から理事会の議を経て六名以上の相談員を指名し、その名簿を作成して、これを周知させるものとする。

2 相談員の任期は、一年間とし、再任を妨げない。

3 相談員は、任期が終了した場合においても、担当案件が解決するまでは、その職務を行う。

4 相談員全員をもって、相談員会議を組織する。

5 会長及び副会長は、相談員会議に出席することができる。

(除斥)

第九条 相談員は、本人、配偶者又は三親等以内の親族に関する苦情相談案件の担当から除斥される。

(忌避)

第十条 相談員について苦情相談の処理の公正を害するおそれのある事情があるときは、当事者は、忌避の申立てをすることができる。

2 相談員会議は、前項の申立てに対し、速やかに決定しなければならない。

(回避)

第十一条 相談員は、前条第一項に規定する場合には、回避することができる。

(相談員会議)

第十二条 相談員会議に、相談員の互選により、議長一名及び副議長若干名を置く。

- 2 議長は、相談員会議を主宰し、会議の議長となる。
 - 3 副議長は、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、弁護士登録の順序により議長の職務を代行する。
 - 4 相談員会議は、議長が招集する。ただし、議長が選任される前においては、会長が招集する。
 - 5 相談員会議の議事は、出席した相談員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 6 相談員会議の議事の要領と決議の結果は、議事録に記載し、出席した相談員の一名が署名する。
 - 7 相談員会議の審議は、非公開とする。
 - 8 相談員会議の運営に関してこの規則に定めのない事項は、会則に反しない限り、相談員会議の決議で定めることができる。
 - 9 第八条第三項の規定により職務を行う相談員は、当該担当案件に限り、相談員会議に出席し、決議に参加することができる。
 - 10 会長又は副会長は、第八条第五項の規定により、相談員会議に出席した場合であっても、決議に参加することはできない。
- (苦情相談の処理)
- 第十三条 会長は、苦情相談の受付がされた場合は、相談員の中から二名以上を一組として当該苦情相談案件を担当する相談員（以下「担当相談員」という。）を選任する。
- 2 担当相談員は、苦情相談を行い、事案に応じた助言を行うとともに、パワー・ハラスメントを行ったとされる会員その他関係者に対する事情聴取等の事実調査（以下「事実調査」という。）を行うことの可否を確認しなければならない。
 - 3 担当相談員は、前項の苦情相談の内容を相談員会議に報告しなければならない。
 - 4 相談員会議は、相談者が事実調査の実施を可とした場合であつて、苦情相談に対処するために必要があると認めるときは、担当相談員に、事実調査を行わせることができる。
 - 5 担当相談員は、事実調査を行った場合は、速やかに、調査結果を相談員会議に報告しなければならない。

6 相談員会議は、担当相談員による苦情相談及び事実調査が終了したときは、次条の規定により、会長が講じるべき措置について意見を付した上で、会長に報告しなければならない。

(会長の任務)

第十四条 会長は、前条第六項の規定による報告を受け、本会による措置が必要であると認める場合には、その会員に対し、助言、指導その他適宜の措置を講じることができる。特に悪質な事実が認められるときは、相談者の同意を得た上で、懲戒の手續に付することができる。

2 会長は、前項の措置を講じるに当たり、必要と認めるときは、担当相談員に追加の事実調査を行わせることができる。

(相談者に対する情報提供)

第十五条 本会は、前条第一項の規定に基づく措置の有無及び措置を講じた場合であつて相談者から申出があつたときは、その結果を、相談者に通知するものとする。

(会員の協力義務)

第十六条 担当相談員から事実調査を受け、又は協力等を求められた会員は、誠実に対応しなければならない。

(プライバシー等の配慮及び秘密保持)

第十七条 担当相談員は、苦情相談に応じ、又は事実調査を行うに際しては、関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、真摯かつ迅速に対応しなければならない。

2 担当相談員は、会長に報告する場合、懲戒手續において関係人として陳述する場合その他正当な理由がある場合を除き、苦情相談への対応の過程で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。相談員を退任した後も、同様とする。

(記録の保管)

第十八条 担当相談員は、担当案件について、次に掲げる事項を書面に記録しなければならない。

一 苦情相談の内容

二 事実調査の結果

三 会長が行った措置等の内容

2 前項の書面は非公開とし、会長が保管する。ただし、懲戒手続で必要がある場合その他の正当な理由がある場合は、この限りでない。

(副会長の代行)

第十九条 会長が当事者又は関係者である事案については、この規則で定める会長の職務は、あらかじめ定めた順序により、副会長が代行する。

2 前項の規定により会長の職務を代行する副会長は、当該案件について会長と同等の義務を負う。
(細則への委任)

第二十条 この規則に規定するもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則 (令和六年二月十五日日本弁護士連合会承認)

1 この規則は、日本弁護士連合会の承認を得て、令和六年四月一日から施行し、同日以降の行為について適用する。
2 苦情相談に関する規律は、この規則の施行の日以後にされたパワー・ハラスメントについて適用する。